

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、武雄市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 3 年 7 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（MMSによる画像データ及びレーザ点群データ計測）
- 2 作業期間 令和 3 年 6 月 10 日から令和 3 年 9 月 30 日まで
- 3 作業地域 武雄市若木町大字本部及び大字川古並びに山内町大字鳥海及び大字三間坂